令和８年10月15日

一宮市地域DX戦略室設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長　中　野　正　康

令和8年10月15日

一宮市地域DX戦略室設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長　中　野　正　康

一宮市規則第32号

一宮市地域DX戦略室設置規則の一部を改正する規則

一宮市地域DX戦略室設置規則(令和6年一宮市規則第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(設置) 第1条　デジタル技術を活用し、地域課題の解決及び経済の発展に寄与する事業の創出を戦略的に推進するため、総合政策部に地域DX戦略室(以下「戦略室」という。)を置く。	(設置) 第1条　デジタル技術を活用し、地域課題の解決及び経済の発展に寄与する事業の創出を戦略的に推進するため、総務部に地域DX戦略室(以下「戦略室」という。)を置く。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付　則

(施行期日)

1　この規則は、公布の日の翌日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際、現に改正前の一宮市地域DX戦略室設置規則に規定する総合政策部地域DX戦略室に勤務する職員は、別段の辞令が発せられた場合を除き、改正後の一宮市地域DX戦略室設置規則に規定する総務部地域DX戦略室に勤務を命ぜられたものとみなす。